

枠組足場用手すり枠の使用基準の一部改正について

1. 適用範囲

この基準は、(一社) 仮設工業会が認定する枠組足場用手すり枠について適用する。

2. 組立方法等

枠組足場において、枠組足場用手すり枠を使用する場合は、労働安全衛生規則等に定める足場に関する規定によるほか、次によるものとする。

a 共通事項

- (a) 枠組足場用手すり枠を用いて足場を組み立てる場合は、床付き布わくを各層各スパンに用いること。
- (b) 枠組足場用手すり枠を親綱、控え、壁つなぎ、足場板等の支持点または資材等の荷上げ等のつり元としないこと。
- (c) 枠組足場用手すり枠には材料等を立てかけないこと。
- (d) 枠組足場用手すり枠には乗らないこと。
- (e) 枠組足場用手すり枠の各部は、著しい損傷、変形又は腐食のないものとする。
- (f) 足場の組立及び解体時において、最上段に設置された枠組足場用手すり枠は、荷取り作業等においても取り外さないこと。

b 交さ筋かいに代えて交さ筋かいを取り外して使用するタイプの枠組足場用手すり枠を用いる場合

- (a) 足場の片構面には必ず交さ筋かいを取り付けること。
- (b) 組み立てたときの足場の高さは、45m以下とすること。
- (c) 建わく（標準わく及び簡易わく）の許容荷重は、34.3kNとすること。
- (d) 枠組足場の一部にはりわくを用いる場合にあっては、はりわくの上部（はりわくの端の上部を含む。）の3層以内には、片構面（後踏み側）に枠組足場用手すり枠を取付け、同時に次表に従ってはりわく直上及びはりわくの両端の両構面に交さ筋かいを取り付けること。

はりわく上の交さ筋かいを必要とする層数

はりわく上の 枠組足場の全層数	はりわく直上及びはりわくの両端の 両構面に交さ筋かいの設置が必要となる層数
1～4	1以上
5～8	2以上
9以上	3以上

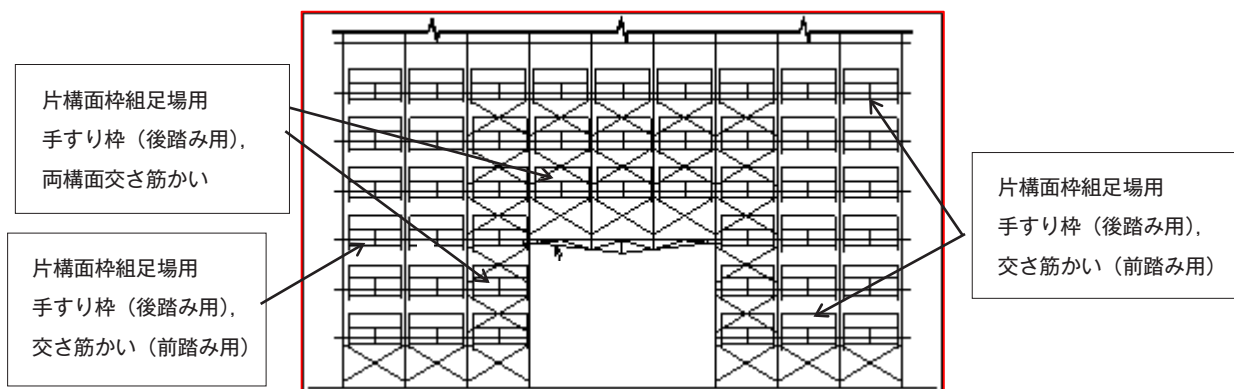


図-1 はりわく上の層数が9層以上の場合の例図

- (e) 枠組式型枠支保工には使用しないこと。ただし、交さ筋かいを足場の両構面に全層全スパンに取り付けた上、さらに枠組足場用手すり枠を使用する場合はこの限りでない。
- c 交さ筋かいを必要とするタイプの枠組足場用手すり枠を用いる場合は、足場の両構面には必ず交さ筋かいを取り付けること。
- d 枠組足場用手すり枠を墜落制止用器具の取付設備として用いる場合
 - (a) 枠組足場用手すり枠1枠につき1人の使用とすること。
 - (b) 墜落制止用器具のランヤードのフックは、枠組足場用手すり枠の手すり材にかけること。
 - (c) 枠組足場用手すり枠を設置した作業床と衝突のおそれのある床面または機械設備等との垂直距離が5m未満の場合は、墜落制止用器具を必要としない措置を講ずるか、墜落制止用器具の性能等を考慮し、落下阻止時の床面等との衝突について安全性を確認した上で使用すること。
- e 幅木部を有する枠組足場用手すり枠を用いる場合は以下による。
 - (a) 枠組足場用手すり枠の取付時の各部の隙間は下表に示すとおりとする。

水平部の有無	水平方向の隙間	垂直方向の隙間	脚柱と幅木部の本体との隙間
無	1 cm以下 (床面と幅木部の本体との隙間)	1 cm以下 (床面と幅木部の本体との隙間)	3 cm以下
有	—	1 cm以下 (床面と水平部との隙間)	

- (b) 足場の組立状態により生じた規定寸法を超える幅木部の隙間は、塞ぐ措置を講ずること。
- (c) 幅木部に乗らないこと。
- (d) 水平部を有する幅木部を用いる場合は水平部を床材等に必ず乗せて使用し、かつ、水平部と床材等との重なり寸法を1cm以上保持すること。

幅木の認定基準の一部改正について

1. 適用

現行のまま

2. 種類

現行のまま

3. 材料等

現行のまま

4. 構造等

幅木は第1種及び第2種とも、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。

- a 取り付けたときの本体の高さが床から15cm以上であること。
- b 取付部が一体構造のもの及び専用の別部品のもの取付部は、使用中に容易に外れない構造であること。
- c 使用場所、取付箇所及び取付方法が限定されるものは、用途外に使用できない構造であること。
- d 第2種の幅木にあっては次によること。
 - (a) 水平部に足がかかっても著しいたわみが生ずるおそれが無い丈夫な構造のものであること。
 - (b) 水平部の幅は21cm以下とすること。
 - (c) 幅10cm以上の水平部はその表面に滑り止め加工の措置を施してあること。